

保護者の皆様へ

佐賀市教育委員会
教育長 東島 正明
(公印省略)

佐賀市立小中学校の臨時休業の延長及び再開について（通知）

保護者の皆様には日ごろから佐賀市の学校教育へのご協力ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、佐賀市立小中学校においては、5月10日（日）まで一斉臨時休業としていましたが、県立学校の再開方針と同様に、5月13日（水）まで臨時休業を延長し、5月14日（木）から感染対策を講じたうえで、教育活動を再開することとしましたのでお知らせいたします。

つきましては、下記の点にご留意の上、学校の再開にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 学校の臨時休業の延長について

- (1) 延長期間 令和2年5月11日（月）～5月13日（水）
- (2) 学校開放及び放課後児童クラブについて
 - ア 学校開放 8：30～16：00（終わりの時間は各学校の実情に応じて設定）
 - イ 放課後児童クラブ 14：30～18：30
- (3) 中学校部活動について
 - ア 部活動（部活動と誤解されるような集団での活動を含む）については、休止とします。社会体育についても部活動に準じて休止とします。

2 教育活動の再開について

- (1) 再開期日
令和2年5月14日（木）から通常どおりの学習活動を行います。
- (2) 学校給食について
令和2年5月14日（木）から、感染防止に配慮して実施します。
- (3) 放課後児童クラブについて
通常の時間帯で実施します。

- (4) 児童生徒の健康管理について
 - ・登校前にお子さんの健康状態の確認をお願いします。（検温、かぜ症状の有無等）
 - ・発熱等のかぜ症状がみられるときは、軽い症状でも自宅で休養させてください。
 - ・学校再開後、感染予防のために登校させないことを希望される場合は、当分の間、欠席扱いにはなりませんので、学校にご相談ください。
 - ・登校させる際には、マスクの着用にご協力ください。
- (5) 児童生徒等の家族に感染の疑いがある場合の対応について
 - ・症状のない他の家族も通勤や通学、買い物など、できるだけ外出を控え、児童生徒等についての登校は控えさせてください。
 - ・自宅では部屋を分けること。また、行動の動線を分け、手すりやドアノブなど手を触れる部分について消毒を行うなどしてください。

- (6) 中学校部活動について
 - ・感染症対策を徹底したうえで、当分の間、校内（通常活動している場所）のみの活動とします。（県内で開催される各種大会、県・市内の合同練習及び対外試合については行わない。）

※ なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況を見ながら、必要に応じて対応を変更する場合があります。今後の通知にご留意ください。

佐賀市教育委員会
学校教育課 担当：木村